明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○金融庁組織令の一部を改正する政令（二一五）　二
○都市再開発法施行令及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（二一六）　三
○東日本大震災の被害者の食品衛生法第五十二条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令（二一七）　三
○中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二一八）　四
○中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二一九）　四
○平成二十五年度予算に係る歳入歳出等の見積書類の送付期限の特例を定める政令（二二〇）　四

〔府　令〕

○金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**五四）　四

〔告　示〕

○天皇皇后両陛下は第六十七回国民体育大会に御臨場になる件（**宮内庁**八）　五
○日本国に帰化を許可する件（**法務**三五六）　五
○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第四項の規定に基づき同条第一項の規定による満了日の延長に関し当該延長後の満了日を平成二十四年八月三十一日まで延長する措置を指定する件の全部を改正する件（**厚生労働**四九〇）　六
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**農林水産**二一三一～二一三六）　六
○電気事業法第七十条第二項において準用する同法第六十九条第一項の規定に基づく登録安全管理審査機関の登録の更新をした件（**経済産業**一九二）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**九二八、九二九）　一〇
○道路に関する件（**東北地方整備局**一三五、一三六）　一〇

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣府　外務省　海上保安庁　一二

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について（農林水産省）　一二
労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一二
公　聴　会

労働基準法第百十三条の規定による公聴会の開催について（厚生労働省）　一二

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

財団、建設業の許可の取消処分、基本測量関係事項関係　一三
裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係　一三
会社その他　二六

本号で公布された法令のあらまし

◇金融庁組織令の一部を改正する政令（政令第二一五号）（金融庁）

1　国際政策統括官一人を置くこととした。（第一条及び第五条関係）

2　総務企画局に置かれる金融国際政策審議官一人を廃止することとした。（第六条関係）

3　総務企画局に置かれる参事官のうち一人を廃止することとした。（第七条関係）

4　その他関係政令について所要の改正を行うこととした。

5　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇都市再開発法施行令及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二一六号）（国土交通省）

1　都市再開発法施行令及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令において、参加組合員として保留床の二分の一以上を取得することを定款に定められている者について、公募によらず、特定建築者とすることができることとした。（第一条及び第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災の被害者の食品衛生法第五十二条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令（政令第二一七号）（厚生労働省）

1　東日本大震災の被害者の食品衛生法第五十二条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の規定により延長された東日本大震災の被害者の食品衛生法第五二条第一項の許可等に係る権利利益の一部について、当該権利利益に係る満了日の限度となる日を平成二四年八月三一日から平成二五年二月二八日に延長することとした。（本則関係）

2　この政令は、一部を除き、公布の日から施行することとした。